

第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」政策「分断構想」 に関する一考察（一）

—アメリカ・ソヴェト共同委員会と「南・北分断」の固定化を
中心として—

李 相 瞩

- ## 目 次
- 1 序論——従来の研究動向と問題の所在
 - 2 第一次「ア・ソ共委」の開催とその破綻に至る進行過程
 - (1) モスクワ協定とアメリカ・ソヴェトの予備会談
 - (2) 第一次「ア・ソ共委」の開催と南北統一策
 - (3) 以南の政治諸勢力と「コミニケ第五号」
 - (4) 第一次「ア・ソ共委」の破綻と左右両派の対立
 - 3 J・ホッジ中将のアメリカ支持勢力の確保のための画策
 - (以上本号)

4 「ア・ソ共委」の再開・破綻とアメリカの韓国「朝鮮」政策

5 結論——「ア・ソ共委」への評価——

1 序論——従来の研究動向と問題の所在——

(1) 問題の所在と分析視角

第二次世界大戦後、韓国「朝鮮」民衆の「革命闘争」は大きく前進し、労働者や農民層を始めとする「革命」諸勢力は、当時の「解放政局」を主導する支配権力機関として各級の人民委員会・自治委員会等を韓国「朝鮮」の全国で組織して行つた。そのような革命諸勢力の動きには、日本帝国主義の植民地支配下で植民権力者——朝鮮総督府の植民支配権力——に積極的に協力し、その植民権力者から支援を受けて來ている韓国「朝鮮」人、言わば「親日派及び民族反逆者」が対抗している。だが彼等は、「民族解放」された韓国「朝鮮」においては主流ではなく、更に彼等すらもその党綱領に何等かの形で「土地改革」・「重要産業の国有化」等々を唱えなければ、政治的に存在することが困難であった。⁽¹⁾ 又韓国「朝鮮」民衆の要求である「反帝国・反封建主義」という民族的課題の解決を掲げて民主主義的な自主独立政権の樹立を目指とする「革命運動」も急速に進展していた。

上記のような韓国「朝鮮」民衆の——特に左派諸勢力による——「革命運動」に対して、一九四五年九月七日に

韓国[朝鮮]の北緯三八度線の以南——以下、以南と略記する——を占領した、アメリカ太平洋陸軍総司令官のJ・ホッジ (J. R. Hodge) 中将の率いるアメリカ軍の第一四軍団は、「民族解放」後の韓国[朝鮮]における民衆の要求である「反帝国主義・反封建主義」の民族的課題を貫徹するための「革命闘争」が、ソヴェト占領当局の支持・支配下に行なわれていると見なした。そしてアメリカ側は、ソヴェトが東ヨーロッパ諸国を共産主義化したように、韓国[朝鮮]をも「ソヴェト・イデオロギー化」⁽²⁾ = 「共産主義化」しようとしていると認識し、そのような認識に基づき、前稿⁽³⁾にも詳述したように、以南における革命諸勢力——主に左派諸勢力——に対して、最も強硬な弾圧を加えて行つたのである。

その上、アメリカは親日派と韓国[朝鮮]国外で反共の立場に立つて抗日運動を行なつていた極右派の政治指導者〔李承晩等〕を、将来の単独政権の基盤として育成登用して行つた。又ソヴェトとは一九四五年一二月二六日にモスクワ三相会議でモスクワ協定を締結した。本稿は以上の点に着目しつつ、第一次アメリカ・ソヴェト共同委員会——以下、「ア・ソ共委」と略記する——が始まる一九四六年二月から第二次「ア・ソ共委」が破綻に帰結する翌四七年八月迄の時期を、アメリカ軍政と韓国[朝鮮]以南の政治諸勢力の対応関係と、更に韓国[朝鮮]を巡る國際情勢、すなわちアメリカ・ソヴェト冷戦構造の進行という國際的情勢の中で、アメリカ・ソヴェト両国が分割占領中である韓国[朝鮮]を、国内の左右両派の対立と絡めて半永久的な分裂に変質させて行く過程を「国内冷戦」との関係から政治史的に解明し、國際政治の背景の中でそれを捉えることを試みるものである。そこで、本稿では、「ア・ソ共委」の展開・破綻の状況を巡る両国の対立関係に焦点を据えた分析を行なうことによつて、アメリカの冷戦政策の進展による「南・北分断」の固定化の過程を明らかにして見ることにする。

当時〔一九四六年一月から三月迄〕の全般的なアメリカ・ソヴェト両国間の協調・友好的な関係から緊張・対立

の関係への進行過程を本稿で詳細に検討するのは不可能である。だが本節で幾つかの点を見てみれば、アメリカ・ソヴェト間ではソヴェト軍逮捕問題、アメリカ人のソヴェト人妻帰国問題等を巡っては直接的な交渉が行なわれ、アメリカ側からは、J・スターリン（J. Stalin）のアメリカ訪問要請も行なわれた。その一方でアメリカの「冷戦政策」の形成に最も重要な役割を果たしたと言われる当時駐ソヴェト・アメリカ代理大使G・ケナン（G. F. Kennan）の有名な「長文電報」⁽⁶⁾が、二月九日の「スターイン演説」に関するD・アチソン（D. G. Acheson）国務次官からの分析の依頼に対する返電としてJ・バーンズ（J. F. Byrnes）本国のアメリカ国務長官宛に打たれた。⁽⁶⁾

同電報には、「ソヴェト側は〔中略〕信託統治に対しアメリカやイギリスとは異なる観念を持つて来ている」とは明かである。特に韓国「朝鮮」と関連して、ソヴェト側は、かつての日本の植民地的状況からの早速の独立を待ち望んでいることを表明している、「〔中略〕ソヴェト側が反対勢力〔右派勢力〕の評判を落とし、臨時政府を自分に友好的な〔左派〕勢力に埋めた後には、臨時政府を通じて他の外部諸勢力〔例えばアメリカ及び連合諸国〕の影響を排除しようとする画策を謀っている」と記されている。すなわち、韓国「朝鮮」の臨時政府樹立を提案したソヴェト側の意図は、臨時政府を自分に友好的な左派諸勢力に委ねた後、そのような臨時政府を通じて他の外部諸勢力の影響を排除しようとするものであつて、それはソヴェト側の「策略」であると言うのである。臨時政府を構成するためのソヴェト側との交渉が始まる前の段階で、既に事实上臨時政府樹立案を否定的に把握する雰囲気が形成されていたことが、そこには示されている。

更に三月五日には、W・チャーチル（W. W. Churchill）首相の「鉄のカーテン」⁽⁷⁾演説へのJ・スターリンの不信感の表明や英米圏形成への警戒心の表明が行なわれる。国際的にはイランの石油を巡る葛藤、東欧での人民民主主義革命勢力の台頭、ギリシャ・トルコ危機等が発生した。⁽⁸⁾それら一連の事件は、ソヴェトに対する、又世界資本主

義秩序再編に脅威となる民族解放運動に対するアメリカの明確な政策を要求した。従つて、両国関係は協調から敵対関係へと大きく変わり始めて行つた。その関係は、直ちに韓国「朝鮮」へ波及して来る。すなわち、信託統治政策を巡る韓国「朝鮮」国内の左右の対立は、当時両国間のイデオロギー問題へ本格化して来る冷戦の文脈の中へと転換させる大きな契機となる。その結果、以南では左派諸勢力がアメリカ軍政当局の弾圧で厳しい状況下に置かれ、以南では右派、以北では左派中心の政治構造が各々強引に形成され始める状況となる。

と同時に、それは韓国「朝鮮」以南、以北各々の地域における反対派の諸勢力の一掃と言う、「国内的冷戦構造」の形成でもあつた。当時、韓国「朝鮮」の以南においては韓国「朝鮮」問題を議論するための第一次「ア・ソ共委」の開催を予定しつつ、アメリカ側に対韓国「朝鮮」政策の変更を求める動きが顕在化していた。それは第一に、韓国「朝鮮」国内を中心とする分断の固定化を求める政治諸勢力——連合軍最高司令官D・マッカーサー (D. MacArthur) 元帥、アメリカ太平洋陸軍総司令官J・ホッジ中将、右派の李承晩等——と彼等による占領政策の変更を求める動きの台頭である。第二に、W・ハリマン (W. Harriman) 駐ソヴェト・アメリカ大使の韓国「朝鮮」訪問によるD・マッカーサー元帥、J・ホッジ中将とW・ハリマン大使との間での対ソヴェト「による以南赤化の可能性」認識の一致が得られたことである。それは韓国「朝鮮」の「南・北分断」の可能性の増大を意味する。第三に、彼等の東ヨーロッパ情勢——特にボーランドの政状——と「民族解放」直後の韓国「朝鮮」情勢との共通性の確認——対ソヴェト冷戦認識の韓国「朝鮮」への拡大——である。

そこで本稿では、「ア・ソ共委」全般——すなわち、一九四六年一月の予備会談及び第一次「ア・ソ共委」の開催から翌年九月の第二次「ア・ソ共委」の破綻迄——に渡る時期におけるアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策の展開過程及びその破綻過程を見てみるとする。と言うのも、同時期の解明を行なわなければ、それ以後の「南・

「南北分断」の状況を理解することが困難であるためである。それにも拘わらず、今迄の諸研究は、同時期にある程度触れているB・カミングス(B. Cummings)氏の研究を除けば、同時期については、概ね「韓国」「朝鮮」戦争の前史として、軽く取り扱われているのみである。それは同時期が、その後の分断状況に与える影響の重大さと同時期の「南北分断」の歴史上で占める重要性が軽視されているためであると思われる。従つて、同時期に絞つての本格的な研究は殆ど出ておらず、そのような研究状況は、その時期を韓国「朝鮮」現代(政治)史における「空白」の状況を創り出している。上記の時期に関する幾つかの研究に対する論評は後述する。

その際、主にアメリカ側の対外関係諸文書「外交諸文書」及び大韓民国・韓国側の文書に基づき、「ア・ソ共委」の開催及びその破綻に至る過程が、アメリカの韓国「朝鮮」における「冷戦政策」の展開とどのような関連を持っているのか、又アメリカの対韓国「朝鮮」占領政策に対して、ソヴェート側はどうのように対応したのか、と言う問題を検討する。更に冷戦が進展するに従つて、韓国「朝鮮」半島における「南北分断」の固定化に向けて進んで行く過程を明らかにし、国際的にはアメリカとソヴェートの両国との対抗関係、国内的には、アメリカ側と韓国「朝鮮」民衆との協調関係及び対立「対抗」関係、と言う視角からアメリカの以南における単独政府「分断」構想を、韓国「朝鮮」国内の左右両派の対立構造=国内的冷戦と連関させて考察したいと考える。そのような作業を通して、韓国現代(政治)史研究上の「空白」の一部の解明に繋げることが本稿の狙いである。

(2) 従来の研究動向とその検討

第二次大戦後の韓国「朝鮮」を巡る国際政治研究、特に本稿の検討対象とする「ア・ソ共委」のプロセスに関する

る研究は、その他の諸分野に比べて顯著に立ち遅れている。今日の「南・北分断」の状況と現代の「韓国社会」を理解するためには、同時期を解明することが先決課題であるにも拘わらず、その成果は余り出ていないのが、現状である。そのような現状の中で、その時期にある程度言及及されている研究としては、最近の現代韓国「朝鮮」政治〔史〕⁽⁴⁾に関する研究の中で最も優れているB・カミングス氏の著作⁽¹²⁾、趙淳昇（Soon-Sung Cho）氏の著書、小野田求氏の論文⁽¹³⁾、小此木政夫氏の論文⁽¹⁴⁾、李昊宰氏の著書⁽¹⁵⁾、崔相龍氏の著書等を挙げることが出来る。何れの研究も資料的にはアメリカ側の対外関係文書を多く用いている。そこで以下では、第二次大戦後のアメリカの対韓国「朝鮮」政策に関する上記のような諸研究の中の幾つかの見解を整理及び紹介し、それに検討を加えるが、その前提としてその中の代表的な研究に対して簡単な論評を加えて置くことにする。

第一次「ア・ソ共委」と第二次「ア・ソ共委」に関するアメリカの対韓国「朝鮮」政策についての研究は、主に「トルーマン・ドクトリン」に現れるソヴェトに対する全般的な態度の変化が対韓国「朝鮮」政策に及ぼした影響を、究明することを中心に行なわれている。すなわち、対ソヴェト封じ込め政策の本格化の時点とその発現の契機の解説とする視角が同時期の対韓国「朝鮮」研究の主流を成している。そのような研究は、「封じ込め」政策の本格化が「南・北分断」の直接的な原因となり、アメリカの以南単独政府樹立案が現実化される一つの契機として作用したと結論付けている。そのような認識は第二次「ア・ソ共委」開催を契機にアメリカの対韓国「朝鮮」政策が信託統治から単独政府案に変わって行くと言う視点に立つていて。その転換の背景分析では、駐韓「朝」アメリカ軍の撤退を巡るアメリカ側内部の政策論議が注目される⁽¹⁶⁾。すなわち、アメリカ政府内の政策担当者内部のアメリカ軍撤退の論議を、アメリカの対韓国「朝鮮」政策の転換の契機として捉えている。

上記のような研究は、アメリカの対ソヴェト政策と対韓国「朝鮮」政策の関連性を解明する所には有効であろう

が、韓国「朝鮮」の国内情勢＝「国内的冷戦」の状況と関連する変化の部分〔過程〕を軽視することによって、両者の関連性を具体的に追跡できずに終わっている。又既存の諸研究は、対外政策の全般的な変化の中での単独政府案の現実化を指摘するのみであって、単独政府案に関する構想の内容や単独政府案の現実化過程については殆ど分析せずに終わっている。特にアメリカ側の政策転換の背景にある政策担当者の状況認識、彼等の構想する政策の実現方策に関する解説は不十分である。そこで重要な点は、同時期における単独政府案の現実化ではなく、政策転換の根拠、その背後にある状況認識、単独政府案に含まれる情勢への対応策等を「国内的冷戦」との関連で具体的に分析することである。従つて、第一次「ア・ソ共委」の決裂、その後両国の再開交渉及び第二次「ア・ソ共委」の開催とその展開過程、「ア・ソ共委」決裂以後アメリカの構想する単独政府に対する対応策を主に韓国「朝鮮」の国内情勢の変化との関連で分析することが重要な課題となる。

アメリカとソヴェト両国は、第一次「ア・ソ共委」の開催時迄、それに備えて、以南・以北両地域における支持基盤の強化へ向け努力する立場を採つていたが、一方で両国は、「ア・ソ共委」を早期に開催させるために韓国「朝鮮」の国内情勢と国際情勢との変動を見捉えた上で裏側での交渉を試みていた。従つて、同時期におけるアメリカの対韓国「朝鮮」政策の変化の契機やその過程を理解するためには、アメリカ側の動きを解説すると同時に、韓国「朝鮮」問題に関するアメリカ・ソヴェト両国間の交渉、両国側の立場と姿勢の変化過程を具体的に分析して見る必要性がある。それにも拘わらず、今迄の研究は、「ア・ソ共委」の再開交渉については、書信交換による、言わば裏側での交渉と言う性格を多少持つてゐるために、第二次「ア・ソ共委」を開催する以前にアメリカ・ソヴェト両国側が交換している諸書信を通じて両国側の主張内容を分析しているか、或いは両国の意図や実際の交渉過程に關する具体的な分析よりは、資料整理のレヴエルに留まつている。^{40) 41)}

第二次「ア・ソ共委」に対しても、アメリカ・ソヴェト両国とも同会談の成功を目標とするよりも、寧ろ交渉の最終的な決裂を念頭に置き、両国の自らの南北分断政策を合理化するための名分獲得のために開催していると言ふ認識が見られる。同見解は、両国がその決裂を前提に会談を行なつたと言う誤った認識を与えていた。アメリカ側は、第二次「ア・ソ共委」以前に既にソヴェトとの交渉による妥結を期待しなかつた、と言う評価⁽⁴⁾も見られるが、それは「ア・ソ共委」の最終的な決裂と言う事柄に捕らわれて、その決裂の原因をそれに付き合わせて説明する結果論的な分析であると考えられる。そこで重要な点は、対ソヴェト交渉に対する悲観的な展望にも拘わらず、何故アメリカが会談を再開せざるを得なかつたのか、を解明することである。又第二次「ア・ソ共委」の当時両国の立場、その戦略・会談の経過を分析し、それが第二次「ア・ソ共委」の展開過程と対韓国「朝鮮」政策にいかなる影響を与えたのかを把握することが必要であると思われる。

最近、韓国「朝鮮」現代（政治）史に関する研究のレヴィエルを非常に飛躍的に高めている、と考えられるB・カミングス氏の研究は、韓国「朝鮮」半島における「南・北分断」過程を巡るアメリカ外交へのラディカルな批判を主題としている。そこでは、「南・北分断」と韓国「朝鮮」戦争を巡る責任がほぼアメリカの対韓国「朝鮮」占領政策とそれと結び付いている親日派及び右派諸勢力に求められ、ソヴェトや左派諸勢力については、日本の植民地時代に形成されている社会的矛盾に立ち向かう韓国「朝鮮」民衆の擁護者としての役割が与えられている。従つて、彼の研究は、左派諸勢力の果たす役割を積極的に評価する立場に立脚している。

彼はアメリカ軍占領の初期の「失敗」の原因については「ア・ソ共委」が進行する中での一連の動き、すなわち左派の戦略上の民主議院への不参加や左派への広範な攻撃の中での左派の左右合作努力への無関心、更に立法議会創出のための選挙に反対した点等のためとする批判を不當であるとし、その根本問題はアメリカ軍政の行政官吏〔そ

の 大半が右派人物」と、彼等を選択し彼等の用途を決めたアメリカ軍政当局の政策にあると述べている。すなわち
 彼は、左派諸勢力の役割を強調する結果、以南のみの単独政府の樹立を果たし、アメリカの利益維持に貢献した右派諸勢力の一一定の役割を見逃している。それに対し、朴明林氏の、「B・カミングス研究の最大の問題点の一つは、ある偏向を越えようとする余り、自らが今一つの偏向に強く傾いている点である」とする批判は、右派勢力の役割を念頭に置き、「偏向的ではない」分析の必要性を的確に指摘している点で妥当である。²⁴⁾ だが朴明林氏は、彼の研究を「偏向」として捉えて指摘することのみに留まっている。その点から言えば、同氏の指摘は具体的な分析に基づく論証的な不十分感を残している。

注

- (1) 小野田求、「朝鮮の解放とアメリカ——第二次世界大戦直後におけるアメリカの朝鮮独立政策と極東政策——」朝鮮史研究会編、『朝鮮史研究会論文集——朝鮮史の発展と国際的契機〔特集〕』——第一六集（龍溪書舎 一九七九年三月）一四二三頁参考。
- (2) United States Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUS と略記する), The Conferences of Berlin, Vol. VII (Washington D.C. : United States Government Printing Office (以下、GPO と略記する), 1945), p.1065; FRUS, (1946), Vol.VII, p.645.
- (3) 第二次世界大戦後韓国「朝鮮」以南におけるアメリカの左派勢力への弾圧政策についての詳細は、拙稿「第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」占領〔左派抑圧〕政策に関する一考察——韓国「朝鮮」国内の左派諸勢力に対する「弾圧政策」を中心とした——（1）（11）（111）完」——以下、「左派弾圧政策(1)(2)(3)完」と略記する——『法政論集』（名古屋大学法学部

一九九七年一月、七月、一九九八年三月) 第一六七、一六九、一七二号参照。同上論文は、第二次大戦後アメリカの韓国「朝鮮」政策が韓国「朝鮮」民衆の支持基盤の弱かった右派諸勢力を積極的に支援するに反して、左派諸勢力を弾圧し、「國家・二体制」の誕生に寄与した過程を描いている。

(4) *FRUS*, (1946), Vol. VI, pp.696-709. 回協定の内容は、See, *FRUS*, (1945), Vol. II, pp.699-700. ; 拙稿「第二次世界大戦後アメリカの対韓国「朝鮮」〔信託統治構想〕政策に関する一考察——韓国「朝鮮」国内の政治諸勢力の信託統治に対する反対運動を中心としたや——」——以下、「信託統治政策」と略記する——『法政論集』第一六四号(名古屋大学法学部 一九九六年三月)を参照。

(5) "The Charge in the Soviet Union (Kennan) to the Secretary of State" (46.1.25.), *FRUS*, (1946), Vol. VIII, pp.617-619.

(6) 大沼久夫、「朝鮮の解放・分断・ 국내勢力——信託統治を中心とする——」朝鮮史研究会編、『朝鮮史研究会論文集』第六卷〔第二十一集～第二十四集〕(緑蔭書房 一九八三年)一一八頁。; 韓国政治研究会編、『韓国政治史』政治学講座②(ソウル：図書出版白山書堂 一九九〇年)一五六頁参照。

(7) W・チャーチル首相の演説について、L・ハレー(L. J. Halle)氏は、「その演説が、〔アメリカの〕国民に衝撃を与えたのは、一つには單刀直入に言えば、ソヴェト側を名指した点である。だが〔国民に〕最も衝撃を与え、反対を招いたことは、初めてそのや「鉄のカーテン」という言葉が使われたことのようである。だが、当時のアメリカ人の考え方は変化していたので、一年と経たぬ内にその言葉は皆〔アメリカ国民〕に受け入れられるようになり、当初〔そのような言葉の使用に〕反対を示した者も結局使うようになった」と述べる。L. J. Halle, *The Cold War as History* (London : Chatto & Windus, 1967), p.78.

(8) J・スターリンは、その一ヵ月後の四月四日に、駐ソヴェト・アメリカ大使(Smith)と会談を行なつてゐる。その席上で、彼は、「両体制の共存を強調する」と指摘すると同時に、「その演説は、〔ソヴェトの〕非友好的行為であつて、ソヴェトに対する言われなき攻撃である」と強い語調でアメリカを批判している。F. L. Schuman, *The Cold War : Retrospect*, 1962. 日本語

- 訳は、今村良幸、「冷戦と外交政策」（風諺社 一九八五年）四四頁参照。
- (9) 大沼久夫、前掲論文 一一九頁。
 - (10) 第二次大戦後韓国「朝鮮」信託統治についてでは拙稿「信託統治政策」参照。
 - (11) 韓国政治研究会編、前掲書 一五八頁。；大沼久夫、前掲論文 一一九頁。
 - (12) See, B. Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I: *Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Vol.II: *The Roaring of the Catapult, 1947-1950* (Princeton : Princeton University Press, 1981, 1990); B. Cummings, "American Policy and Korean Liberation", F. Baldwin, (ed.), *Without Parallel: The American-Korean Relationship Since 1945* (New York : Pantheon Books, 1974).
 - (13) See, Soon-Sung Cho, *Korea in World Politics, 1940-1950: An Evaluation of American Responsibility* (Berkeley & Los Angeles : University of California Press, 1967).
 - (14) 小野田求、前掲論文参照。
 - (15) 小此木政夫、「米国の朝鮮政策における冷戦認識の形成——一九四五～四七年時期に関する試論——」『法学研究』第五十卷第六号（慶應義塾大学法学部 一九七七年）参照。
 - (16) 李 昊宰、「韓国外交政策ノ理想ト現実——解放八年民族葛藤期ノ反省——」（ソウル：図書出版法文社 一九七五年）本稿の関連では特に第四章参照。
 - (17) 崔 相龍、「美軍政ト韓国民族主義」ナナム新書55（ソウル：図書出版ナナム社 一九八九年）参照。
 - (18) 李 元徳、「駐韓米軍撤収ニ関スル研究——1947～1949ノ場合ヲ中心ニ——」修士学位論文（ソウル：ソウル大学校 一九八九年）。
 - (19) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, pp.141-146.
 - (20) 宋 南憲、「解放三年史I・II——1945～1948——」（ソウル：図書出版カチ社 一九八五年）参照。

(21) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, pp.141-146.
(22) Cho, *Ibid.*, pp.141-146.

(23) B. Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.263.

(24) 朴 明林、「朝鮮戦争研究へ傾向と展望の解説——「九八〇年代を中心」——」【韓国史論】一二七号（ソウル：国史編纂委員会 一九九六年）三二七頁参照。

2 第一次「ア・ソ共委」の開催とその破綻に至る進行過程

(1) モスクワ協定とアメリカ・ソヴェトの予備会談

本章では、以南の単独政権の成立は、アメリカの韓国「朝鮮」における冷戦政策の展開とどのような関連を持っていたのか、更にそのような単独政権の成立とアメリカの冷戦政策に対してもソヴェト側はどうに対応したのか、という二点を念頭に置き、「ア・ソ共委」の破綻は、アメリカとソヴェトとの国際冷戦と韓国「朝鮮」の「国内冷戦」との「相互作用」によって、韓国「朝鮮」にとっての「南・北分断」の固定化を意味したのか否か、を検討する」とにする。そのためには、先ず韓国「朝鮮」の独立を国際的に規定した一九四五年一二月のモスクワ協定とその遂行過程を考察する必要がある。と言うのは、①日本の植民地支配から「民族解放」された韓国「朝鮮」が、独立国家となるための「国際的条件」が、同協定によって初めて具体的に示されたためであり、②韓国「朝鮮」の

以南においては、その協定を巡って当時韓国「朝鮮」の、言わば「解放政局」が左・右両派を中心とするあらゆる政治諸勢力の権力闘争の場と化したためである。⁽¹⁾

韓国「朝鮮」の独立を規定した「モスクワ協定」とは、一二月二七日に発表されたアメリカ・イギリス・ソヴェトの三カ国の外相による「コミュニケ」のことである。第二次大戦終結後の戦後処理問題を解決するために、同月一六日から二六日にかけてモスクワで、前出の三国の外相による外相会議が開かれた。その三相会議においては韓国「朝鮮」の独立問題が論じられ、その結果、四条の韓国「朝鮮」問題に関する決定事項が採択され、「モスクワ協定」として発表された。それを契機として、「ア・ソ共委」の政局が開始され、「ア・ソ共委」政局は、アメリカとソヴェト、以南と以北、左派と右派が相互を意識するより拡大された競争と対立の関係に入つて行つたのである。

同協定の内容は、本稿の課題に沿う部分のみを要約すれば、概ね以下のようになつてゐる。

すなわち、①韓国「朝鮮」の独立は、次の三段階を経て達成される。それは第一段階は「ア・ソ共委」の設置、第二段階は、臨時韓国「朝鮮」民主主義政府の樹立、第三段階は、アメリカ・ソヴェト・イギリス・中国——以下、四カ国と略記する——による五カ年を最長期間とする韓国「朝鮮」の国際信託統治、とされる。②臨時韓国「朝鮮」政府の形成を援助するために、更にそれに適応する諸措置を予め作成するために、「ア・ソ共委」が組織される。「ア・ソ共委」は、その提案を作成するに当たっては、韓国「朝鮮」の民主主義的な諸政党及び社会諸団体と協議すべきである、と言う規定からも明かなように、臨時韓国「朝鮮」民主主義政府の性格は、結局「ア・ソ共委」がその協議の対象とする韓国「朝鮮」民主主義的諸政党及び社会諸団体によつて左右されることになる。そこでは、「ア・ソ共委」の協議の対象となり、又臨時韓国「朝鮮」民主主義政府の性格を規定する「韓国「朝鮮」の民主主義政党及び社会諸団体」が、どのような政党及び社会諸団体を意味するのかが明確に規定されずに終わつてゐる。

そこで特に問題な点は、韓国「朝鮮」問題の解決〔＝韓国「朝鮮」臨時政府の樹立〕のための最初の国際的協定として、三カ国による合意に至っている「モスクワ協定」において言及されている「信託統治（原文trusteeship）」と言う概念の内容と、その定められた「信託統治期間」の不明確さである。その「信託統治」に関する文言の不適切な「曖昧な」点について、小野田求氏は、モスクワ協定はアメリカ・イギリス・ソヴェトの三カ国の国際的協定であるにも拘わらず、同協定には国際法上における国際的「信託統治」と異なる意味の「信託統治」と言う言葉が使われているとし、以下のような幾つかの問題点を指摘している。

一般的に言つて、国際法上において「信託統治」とは、国連「信託者」が、一定の地域「信託地域・被託者」の統治を一定の加盟国「施政国・受託者」に信託する制度である。従つて、信託統治が成立するためには、先ず形式的に国連「信託者」・信託地域「被託者」・施政国「受託者」の三者の存在が必要となる。更に信託統治の内容は、施政国の信託地域に対する義務と権利と言う点から見れば、次のようになる。施政国には、その義務として、国家間の平和及び安全に寄与すること、信託地域住民の政治・経済・社会・教育上の進歩及び自治と独立への発達を促進すること、基本的人権と自由とを尊重すること、等々が課せられている。⁽²⁾一方、施政国には、その信託地域に対する権利として、立法・司法・行政上の全権を持つこと、その信託地域を自國の領域と關稅・財政・行政上的一体として取り扱うこと、そして又信託地域に軍事施設を設け、その信託統治地域の住民の中から義勇兵を徵募し、地域防衛のためばかりではなく、国際的な平和及び安全の維持のために使用すること、等々が認められている。それに対し、モスクワ協定上における信託統治とは、臨時韓国「朝鮮」民主主義政府が成立した後に、四カ国が「韓国「朝鮮」民衆の政治的・經濟的・社會的前進、民主主義的自治の發展及び、韓国「朝鮮」の國家的獨立を「助力・援助」すること」である、とされている。前者の場合は信託統治の一般的な意味を有しているのに対し、後者の

場合は、どちらかと言えば、後見的な意味をある程度持っていると見られる。従って、モスクワ協定上の信託統治を國際法上の信託統治とは、形式的にも内容にも明らかに相違するものとなつてゐる。

先ず形式上では、同協定上のそれは信託者の存在しない信託統治である。内容上から言えば、国連の「信託統治」とは、施政国が信託統治を実施する際には、立法・司法・行政・軍事上の完全な権限を持つてゐるのに対し、同協定上の信託統治は、臨時韓国「朝鮮」民主主義政府の存在を前提とし、更に四カ国の権限は同政府が國家権力機關として確立する迄の五ヵ年を最高限度として、韓国「朝鮮」民衆を助力・援助することにある。すなわち、同協定で使われる信託統治と言う言葉は、国連で用いられる信託統治とは形式・内容上も異なり、その意味で「同協定における信託統治の用語には不明確な点があると言える」と氏は指摘している。すなわち氏は、同協定上で民主主義的政党・社会団体に関する明確な規定がない点と、その「民主主義的」と言う言葉の意味を不明確とし、それが不明確であれば、韓国「朝鮮」の独立を規定した国際協定としては全く無意味なものとなると主張している。氏のその指摘は妥当であるものの、協定それ自体が韓国「朝鮮」の特殊な状況を反映した獨創的なものであつて、四カ国による妥協的産物として創り出された「共同宣言」の協定である、と言う点を見逃している。

さて、アメリカ軍政当局はモスクワ協定に従つて、韓国「朝鮮」臨時政府樹立のために直ぐに開かれる予定の「ア・ソ共委」を目前にして、非常に困難な立場に置かれていた。それは、當時以南の左派諸勢力が強力な勢いを見せる中で、本来ならばアメリカ軍政当局の味方である筈の右派諸勢力が、連合国との信託統治に対する反対運動——以下、「反託運動」と略記する——を主導し、アメリカ軍政当局の立場を最も苦境に陥れたためである。アメリカ軍政当局はそのような苦境から免れて左派諸勢力を押え込むための方策を除けば、韓国「朝鮮」民衆に対して提示することが出来るような新たな政策を持たなかつた。ソヴェト側も、當時アメリカ側が左派諸勢力に対する大々的な抑圧

を行なつてゐる一方で右派諸勢力による「反託運動」を支援していると考え、「反託運動」は、反ソヴェト的・反共産主義的な運動でもあると見なしている。事実アメリカ軍政当局は、以南における左派諸勢力による信託統治に対する支持運動を弾圧している。そのような状況の下で、アメリカ・ソヴェト両国側の代表は、モスクワ協定の四条を実行するために、一九四六年一月にソウルにて対座した。

そのモスクワ協定が発表されると、J・ホッジ中将は、韓国「朝鮮」の右派諸勢力による「反託運動」を適切に統制すると共に以南のみの諮問行政機構を推進する一方で、同計画の成果が現実になれば、「『ア・ソ共委』を遅延させることにより、ソヴェト側の真意が何なのかを知り得るのみでなく、韓国「朝鮮」人に『過渡政府のためのある種の連合戦線』を形成できる時間を与えられる筈である⁽⁵⁾」とし、アメリカ本国政府に「ア・ソ共委」の遅延を要請している。だが、一九四六年一月二八日付の三省調整委員会の韓国「朝鮮」に関する政策指針176／18には、現地からの要請に対する十分な検討を行なった形跡は見当たらず、同指針は、J・ホッジ中将に対して、朝鮮共産党を含む韓国「朝鮮」内の様々な諸政党及び社会諸団体が民主主義的な韓国「朝鮮」臨時政府の樹立と、その樹立される臨時政府が円滑な機能を果たせるように、政治的・経済的・社会的政策における基本的な合意を誘導するための作業に「遅延なく (without delay)」着手するよう指示している。

その指針には更に、「ア・ソ共委」のアメリカ側代表が、韓国「朝鮮」における臨時政府を樹立するための草案を創り出すことが、彼等の最も重要な政治的任務であることが重ねて強調されている。同文書は、将来韓国「朝鮮」問題を解決するために、臨時政府構成を第一次的課題として提示するが、追加指示が出される迄独立国家の樹立に対する討議を禁止している。それはアメリカ國務省による、アメリカ占領当局及び軍部の以南における単独政府樹立の動きに対する牽制を意味している。だが、単独政府と関連して注目されるのは、「韓国「朝鮮」の政治的・経

濟的・社会的進歩と民主的自治政府の発展に影響を及ぼす事柄であつても、民主的臨時政府樹立の作成に関わる問題であれば、それに対する討議を全く制限するものではない」、とする文言を付け加えることで、同規定が事実上の意味を失つてはいる点である。その文言は草案にはなかつたが、⁽⁶⁾当時陸・海軍両省が以南のみの単独政権の樹立を目指む立場からその文言を追加することを要求したためである。

アメリカ國務省のその規定に対する軍部の追加規定は、「臨時政府樹立計画」と関わるものと言う名の下で、究極的には「単独政府樹立」を推進する道の事実上の許容を意味し、それが、当時の「南・北分断」の進展に多く寄与して行つた。更に同指針には、「ア・ソ共委」が協議の対象にするために、「極左・極右ではなく」、韓国「朝鮮」の政治指導者達で構成される諮問機構を作る所に、「特別に努力」することも強調されている。⁽⁷⁾ 単独政府樹立と関連して特に注目すべき点は、國務省の草案には「右派や極左勢力ではなく、外國勢力の操り人形でもない、中間派諸勢力及び中間左派政党を代表する者達」を選抜するよう規定されていることである。⁽⁸⁾ 今一つは軍部が、「中間左派」と言う表現の使用でアメリカが親共産主義的であると非難される可能性を理由とし、「左右派両勢力の極端主義者ではない者達」と言う文言に修正を要求し、それが受け入れられたと言う点である。

そして単独政府樹立と関連して今一つ注目すべきは、國務省が最初「外國勢力の操り人形」と称した極左勢力を排除しようとする点で、國務省と軍部との意見の一致が見られた点である。國務省とJ・ホッジ中将・軍部との間に相違があるとすれば、それはいかに韓国「朝鮮」での共産革命を阻止し、アメリカに友好的な政権を樹立するかと言う戦術的なレヴエルの問題である。言い換えれば、同時点でアメリカが信託統治方針を堅持した理由は、表面上は韓国「朝鮮」の独立のためであるが、実質上は対ソヴェトへの戦略上の有効性のためである。それは、協定締結以前からD・マッカーサー元帥や軍部が現地司令官の要求を支持し、ソヴェト側との対話による解決に反対を表

明している所にも見られる。従つて、当時韓国「朝鮮」の信託統治、すなわちモスクワ協定方式のそれは、左派勢力を阻止するためには効果的でないと判断される時は放棄できると言う性格のものであった。

以上のように、國務省と軍部は基本的な構想では一致しているものの、その具体的な内容は異なっている。先ず國務省と軍部は、ソヴェトの「操り人形」＝親ソヴェト勢力を臨時政府構成の段階で排除する点では同意している。それは将来樹立される臨時政府が、親ソ政権になるのを防ぎ、親アメリカ政権を樹立すると言うアメリカの基本目標に従つたものと考えられる。國務省は、「中間派連合の臨時政府」を構想しているが、軍部は右派勢力排除の方針には反対した。当時既に国内右派諸勢力の熾烈な「反託運動」が展開していると言う状況から見れば、國務省の案は臨時政府構成の実現の可能性及びソヴェトとの交渉の可能性の面で、軍部案よりもより現実的であった、と推察される。だがモスクワ会談以後、臨時政府樹立案に対するアメリカ軍政当局や軍部の否定的な立場とアメリカ国内における対ソ強硬論が高まる中で、國務省構想の変更は軍部主張の部分的な受容を意味し、それは「南・北分断」の固定化へ大きく傾くことを意味することとなるのである。

さて、モスクワでの三相会議の当事者「代表」として参加しているアメリカ國務長官のJ・バーンズは、「ア・ソ共委」を遅延させようとするJ・ホッジ中将の姿勢に強く不満を表明し、J・ホッジ中将に対し、「ア・ソ共委」のための準備を整えることを催促した。アメリカ國務省の催促と南朝鮮大韓民国代表民主議院⁽⁹⁾——以下、民主議院と略記する——の成立とを契機にして、一九四六年三月二〇日には「ア・ソ共委」が開催される。その際J・ホッジ中将は、臨時政府の樹立よりも緊要なことは、以北の共産化を防ぐことであると捉え、「ア・ソ共委」で論議する最も重要な議題として両地域での「言論・出版の自由」、「北緯三八線上における自由往来の保障」等々を本國國務省に進言した。「ア・ソ共委」の論議が多少遅延されても、自由化が統一に先行すべきと言うことが彼の主

張であったのである。アメリカ国務省は、「ア・ソ共委」の最も重要な課題は四カ国信託統治下で自治能力を培養する臨時政府を樹立することなのであって、自由や人権の保障をソヴェト側に要求することによつて両国の会談が決裂することの無いよう⁽¹⁰⁾指示し、彼の提案を退けている。

だがJ・ホッジ中将は、モスクワ会談で臨時政府樹立案を受け入れたソヴェト側の意図を、「ソヴェトの策略」であると指摘した駐ソ代理大使のG・ケナンの電文を支持するとし、それこそ早期に政策指針として送られるべきものであると主張した。更に彼は、「韓国「朝鮮」全体が共産化される筈であるとソヴェトが確信する迄は、南北統一は不可能の筈である」と断定している。そのような脈絡から彼は以南右派勢力の結集及び利用に関するその間のアメリカ占領当局の建議を棄却した国務省の対応を批判している。臨時政府の樹立問題を取り扱う「ア・ソ共委」が開かれる以前に、その会談に携わる現地「ソウル」の占領当局は、「ア・ソ共委」に対して極めて否定的な立場を明確にすると共に、それに対抗するための右派勢力の結集方針を明らかにしている。そこには、アメリカ国務省と韓国「朝鮮」国内の政治状況を背景に単独政府樹立＝分断固定化〔軍部と同様〕を主張する現地占領軍との対立の中で、後者が自己主張を徐々に貫こうとする様子が伺われる。

さて、「ア・ソ共委」のアメリカ側の代表団は、アメリカ国務省の方針を更に具体化させており、彼等は予備会談を行なう直前に「韓国「朝鮮」政府の構成に関する交渉指針」を明確化している。その指針では、「韓国「朝鮮」人は、ソヴェト側の介入に対抗して領土的統一を維持する能力や統一政府を維持する能力のない」ことを前提とし、「ソヴェト側は最初からソヴェト側に従順な人物が支配する臨時政府を樹立するが、両国が早期に撤収すると言ふ条件で、アメリカ側が満足する程度の民主政府を創り出すために力を入れる筈であると予測し、「その他の地域でソヴェト側が採っている行動とアメリカの信託統治の提案に対して、ソヴェト側がモスクワ三相会議で見せた最初

の反応を見る限りでは、ソエト側は恐らく後者の戦術を採る筈である」と捉えている。

同指針には、アメリカの第一次的目的はソヴェトの韓国「朝鮮」支配を防ぐことであつて、「韓国「朝鮮」の早期の独立は、言わば「第二次的なもの」なので、「例えばアメリカがソヴェト側の支配を防げない状況下における」韓国「朝鮮」政府の完全独立の許容は、アメリカの利益に合致しないと考える」と記している。又国連機構が侵略を防げる合理的な根拠を提示する迄アメリカはソヴェト側と共に韓国「朝鮮」の領土を保存し、韓国「朝鮮」の国際関係上に緊要な特権行使すべきである、としている。そこでは、いかなる臨時政府の構成も、アメリカが相当期間、少なくとも最高位レヴェルである形態の「偽装された統治 (disguised control)」権行使することを前提条件とすべきである⁽¹²⁾、と記されている。そのような指針を持ついために、アメリカ側は「ア・ソ共委」で信託統治反対委員会と係わる右派集団を協議対象に含むことを繰り返したと見られる。

韓国「朝鮮」に即時独立が与えられれば、親ソヴェト的政府になる可能性が増大して來るので、それは受け入れ難く、臨時政府の樹立はいかなる形態であれ、一定期間韓国「朝鮮」に対するアメリカの影響力を維持することが出来る方向に進めて行くべきである、とアメリカは考えた。従つて、アメリカ側としては、早期に韓国「朝鮮」を独立させることは望まず、例え政府が樹立されてもその政府に対し限定された権限のみを与え、その政府に対する統制力を確保することが、アメリカ代表団の重要な任務である、と捉えている。同方針には、信託統治が不可能な場合に備えてそれに代わるものとして、国連による国際的保障やアメリカの借款提供、韓国「朝鮮」の外交と国防とをコントロールする方法等が構想されている。そこでは、国際連合による国際的な保障や韓国「朝鮮」の臨時政府構成においてアメリカの統制を確実に保障する方案を創り出し、それをアメリカの借款提供や韓国「朝鮮」外交と国防とを統制する方法に繋げる方案が代替案として想定されている。

さて、J・ホッジ中将是二月予定の「ア・ソ共委」の開催を目前にして、韓国「朝鮮」の以南の政治指導者の団結を図らせるために、前述の民主議院の構成を推進した。彼は、「ア・ソ共委」に関するアメリカ國務省の方針がアメリカ軍政当局に到達する前の一月二三日付 JCS 宛ての電文の中で、臨時政府に関する韓国「朝鮮」の政治組織が形成されていることを示唆している。彼は國務省から「ア・ソ共委」に関する訓令が送られると、その訓令で言及される協議機構と同一の機能を有する政治組織が近い内に組織される筈であると返答⁽⁴⁴⁾している。それは、彼が國務省の訓令が到着する前に既に「政治組織」に着手に取り組んでおり、その点から見れば、民主議院は「ア・ソ共委」に備えて急造された政治組織でないことを物語っている。従つて、民主議院は、アメリカ軍政当局が以前から求めていた「過渡的な政府の構想」の延長線上にあると思われる。アメリカ軍政当局は、民主議院を通して「ア・ソ共委」に対処すると同時にそれを利用して国内政局に対処しようとしたと見られる。以下では本稿の主題に沿つて先ずアメリカ・ソヴェート両国の予備会談について簡略に概括して置こう。

モスクワ協定第四条では以南・以北双方に関連されている緊急な諸問題を討議し解決する方法を模索するためには、二週間以内に韓国「朝鮮」に駐屯しているアメリカ・ソヴェート両国軍司令部間の会議を開催しなければならない、と規定されている。その条項に従つて、以南のJ・ホッジ中将は、一月一日と四日に、以北のソヴェート占領軍司令官T・ステイコフに書簡を送り、早期にアメリカとソヴェートとが両国司令官レヴェルでの会合を持つことを希望すると明らかにした。ソヴェート側は、モスクワ協定を韓国「朝鮮」統一のための実質的な解決策として全面的に支持すると即座に回答し、ソヴェート側としても予備会談の開催に応ずる意向のあることを伝えて来ている。モスクワ協定に基づき、「ア・ソ共委」を構成するためのアメリカとソヴェートとの両国占領軍司令部の代表者レヴェル間の「予備会談」が一六日に韓国「朝鮮」の以南で開かれた。

だが、モスクワ協定の内容を実行するために、アメリカ・ソヴェトの両国が会合した「ア・ソ共委」の最初の予備会談は、二週間もの討論にも拘わらず、何の成果も挙げられずに終わった。その開催中にもJ・ホッジ中将は、「韓国」「朝鮮」人が信託統治に対して強力に反対をすれば、それを実施しないことも有り得る」と公言する等、右派諸勢力による「反託運動」に対する暗黙の支援を強く示唆すると共に二月一五日には金九、李承晩等を始めとする右派勢力を中心に前述の民主議院を結成してアメリカ軍政当局の諮問機関としてそれを利用した。それに対してモスクワ協定に対する支持の下で結束していた左派諸勢力は、⁴⁸民主主義民族戦線——以下、「民戦」と略記する——を結成し、モスクワ協定による韓国「朝鮮」問題の解決をスローガンとして掲げ、右派諸勢力の主導する「反託運動」と対抗しようとしたのである。

上記のような状況の中での予備会談により、両国の軍司令部は、モスクワ協定の第一条を履行するために、「ア・ソ共委」設置のための準備を整えた。両国の代表団は「ア・ソ共委」が、臨時韓国「朝鮮」政府樹立へ助力することを決定したと声明した。その会談から二月八日迄に第一号・第二号・第三号の共同宣言を発表しており、「ア・ソ共委」はアメリカ・ソヴェト間の会談終了後の一ヶ月内にその業務の開始を決定した。「ア・ソ共委」は、両国の占領軍司令部から各五人ずつ合計一〇名によつて構成され、必要に応じて諮問委員及び補佐官を置くとした。更にモスクワ協定の合意条項に従つて、韓国「朝鮮」臨時政府の樹立のための準備作業として、以南及び以北の民主的社會・政治諸団体と協議するとした。⁴⁹だが後述するように、第一次「ア・ソ共委」の開催のための予備会談の終了段階においてはアメリカ・ソヴェト両国の中では既に諸々の面で意見が異なつており、将来的に「南・北分断」の固定化に向けて動き出している前兆も伺われる。

(2) 第一次「ア・ソ共委」の開催と南北統一策

以下では、モスクワ協定・三相会議の決定事項に従う形で、アメリカ・ソヴェト両国間の協議の第一段階として開かれた第一次「ア・ソ共委」の討議過程を略述し、そこにおけるアメリカ・ソヴェト両国間の争点を検討することによって、韓国「朝鮮」の独立（統一自主政府の樹立、終局的には南北分断の招来）のために、アメリカが外交レヴァエルでどのような政策を展開したかを見てみることにする。

一九四六年三月一一日に、現地「ソウル」のJ・ホッジ中将は、韓国「朝鮮」民衆に対する、「『ア・ソ共委』が始まるに当たって、『ア・ソ共委』に対するアメリカ側の目的とその目的を成し遂げるためにアメリカ軍司令部が取つて來ている方針を声明して置くことが適切であると思われる。先ず、アメリカ軍の目的は、韓国「朝鮮」に言論・集会・信仰・出版等の自由を樹立してそれを永久に持続させようとするものである」と、「ア・ソ共委」の目的についての説明を行なつた。更に彼は、「ア・ソ共委」の目的は、「モスクワ協定文上で発表している内容と同様、韓国「朝鮮」臨時政府の樹立を助力する所にある。その「ア・ソ共委」の任務を遂行するための第一の要件は、韓国「朝鮮」を政治・経済的に統一させることである。それがアメリカの見解である」とも語つてゐる。⁽⁴⁸⁾

その上で彼は、韓国「朝鮮」における臨時政府の樹立に助力しようと努力するに当たつて、アメリカは「特定の政治勢力」が権力を掌握するような臨時政府ではなく、韓国「朝鮮」民衆の要求に広く応えられるような臨時政府を樹立することを希望する、と表明した。又「ア・ソ共委」の開催の際には上記のモスクワ協定に言及し、韓国「朝鮮」臨時政府は「ア・ソ共委」で決定され、四カ国の承認を受けるべき事項なので、細目調整に関しては今直ぐにはその方法は言えない⁽⁴⁹⁾と声明した。声明文の中にある「民主思想に立脚する党派」とは、政党・社会諸団体の大部

分を占める右派諸勢力を指している。彼等右派諸勢力に對して「表現の自由」を保障することは、右派諸勢力に最大限の發言権を保障することを意味している。「アメリカの意図は、いかに組織的・精力的に政治活動を行なつても少數派による支配を阻む所にある」と言う行は、左派を念頭に置いたものと思われる。そこには、左派を少数と把握し、「扇動分子」と見なすアメリカ軍政当局の基本的な姿勢が伺われる。

「ア・ソ共委」の開会式の場で、ソヴェトのT・スティコフ (T. Shykov) 中将は、アメリカ・ソヴェト両国軍司令部を代表する「ア・ソ共委」が韓国「朝鮮」に関する三相會議の歴史的決議を実行することを要求している。同決議は、韓国「朝鮮」を独立国家として再建し、民主主義的な基礎の上で發展させることに對して、全力を尽くして助力しようとする偉大な連合諸國の好意と意図を明確に現している。又「両国の大なる軍隊は、日本軍を潰滅させたので、韓国「朝鮮」に対する日本の植民地支配を永久に除去し、韓国「朝鮮」民衆を解放させた」と述べ、更に我々が信じるように「民衆は自由且つ民主主義的であつて、自由を好む全ての民衆に友好的な韓国「朝鮮」政府の樹立を望み、連合諸国の援助下でそれを創り出そうとする決意を既に表している」とし、「将来の韓国「朝鮮」臨時政府は、三相會議の決議を支持する全ての民主主義政党・社会諸団体の広範な統一を基礎として創設すべきである」とする演説を行なつた。²⁴⁾

上記のような彼の演説で特に注目すべき点は、「民族解放」の直後に韓国「朝鮮」の以南・以北両地域で活発に政治的な活動を展開していた人民委員会を、韓国「朝鮮」の自治的機関として高く評価していることと、反民主主義的党派と一部分子の政治的活動をソヴェト側にとつて重大な難関であると捉えていることである。最後に、「韓国「朝鮮」が、ソヴェトに対しても友好的であつて、将来にソヴェトに対する攻撃の基地にならない真正な民主主義国家になることに關心を持つてゐる」と締め括つてゐる所から見れば、ソヴェト側の構想は、モスクワ協定の実

施に反対した右派諸勢力を反民主主義的な分子として排除し、韓国「朝鮮」臨時政府を推進することであった、と見られる。従つて、韓国「朝鮮」政府が将来に反ソ・反共国家として樹立されるのは困ることを早くも「ア・ソ共委」の開始の段階で表しており、アメリカ側に対する警戒心が表明されている。

さて、同日から開かれた第一次「ア・ソ共委」は、会議進行のための第一・二号に次いで、二九日に「コミュニケ」第三号で、「ア・ソ共委」の具体的な進行状況を韓国「朝鮮」民衆に対して知らせた。それは、モスクワ協定第三条二項の「政党・社会諸団体との協議による臨時政府樹立の準備」を第一段階とし、第三条の三項「韓国「朝鮮」臨時政府の参加の下で、四カ国による信託統治協定の作成」を第二段階とするが、先ず第一段階のために三つの分科委員会を設置すると言うものである。従つて、第一段階の討議は、①民主主義的な諸政党及び社会団体と協議する条件と順序、②民主主義的臨時政府の機構及び組織の原則、③民主主義臨時政府の政綱に関する予備討議、④民主主義臨時政府の閣僚に対する提案²⁸のようないくつかの問題を審議するため設置されたが、第一分科委員会は①の問題を、第二分科委員会が②の問題を、第三分科委員会が③④の問題を取り扱うことになつてゐる。

同「コミュニケ第三号」は、モスクワ協定の最も重要な争点である臨時政府樹立のための手続きを審議するものであつた。だが具体的な議題に入り、その論議の過程の中で、「ア・ソ共委」が協議対象とするための政党・社会諸団体の資格問題を巡つて、両国の意見は対立した。そこで争点は、モスクワ協定に反対する政党及び社会団体とも臨時政府樹立計画について協議するか否かと言う問題である。すなわち、「ア・ソ共委」の協議対象となる政党及び社会諸団体が、政治的には事実上の臨時政府を樹立するための中核組織となり得るという点で、協議対象の選定が両国の利益に直結する最も重要な問題となつた。アメリカ側は、自国の管轄下に作つてゐる「民主議院」を

中心に協議委員会を構成し、それに以北の政党・社会団体の代表幾人かを補充する案を提案した。同案には、臨時協定の制定を同協議委員会に委任することが記されている。

アメリカは、「行政及び経済の統一」問題を前面に出して、臨時政府樹立以前に行政と経済を統一する中央機関を設置することを提案した^切。上記のような提案は、三相會議におけるアメリカの原案の中の「統一施政機構」案と同様の内容となつていて、それに対して、ソヴェト側は三相會議の決議通り、先ず臨時政府の樹立を最優先課題とすべきであつて、それ〔行政と経済を統一するための中央機関の設置〕は、我々の権限外の問題であると主張する。その際、ソヴェト側が中央機関の設置を拒否したのは、同案通りになれば当時ソウルが首都であるために以南・以北を統合する行政・経済の中央機関はソウルに置かれる可能性が非常に高く、それがアメリカ側に有利になることを懸念したためである。尚アメリカ側が現地司令部間の協議による経済的統合を主張し、ソヴェトが韓国「朝鮮」による臨時政府の樹立と言う政治的統合を主張するとする三相會議当時の対立パターンは、「ア・ソ共委」では、モスクワ協定第二条での「独立国家としての韓国「朝鮮」の再建と民主的諸原則による発展のための諸条件の創造の目的を持つて臨時政府が樹立される」と言う形で一応妥協に至つた。だがその争点は、第一次「ア・ソ共委」の段階ではその「ア・ソ共委」決裂の一因となるのである。

ソヴェト側は、アメリカ側の提案に対しても、先ず、「協議委員会」に関しては、モスクワ協定の第二条一項に反する^脚とし、更に「中央機関設置」の案に対しては、①モスクワ協定第三条の規定は「韓国「朝鮮」人」による臨時政府の樹立が最優先課題となつていて、とし、②韓国「朝鮮」の経済・行政の統一については、韓国「朝鮮」臨時政府が樹立された後に、その臨時政府の参加の下で実現されるべきとして直ちに拒否した。次いでソヴェト側は、民主的臨時政府の構成員に対しては、「民主改革」が可能な人材で構成すべきであるにも拘わらず、アメリカ側の

案は、政府機関の中に「対日協力者」を参加させようとしていると非難した。そして「ア・ソ共委」は、モスクワ協定を支持する政党及び社会諸団体と協議すべきであると言う原則を強調した。だがアメリカ側は、ソヴェト側の提案を受け入れることが出来なかつた。何故ならば、ソヴェト側案が採択されれば、李承晩等を中心とする右派諸勢力は臨時政府樹立に参加できなくなるためである。

ソヴェト側は開会劈頭、モスクワ協定によつて創り出された「ア・ソ共委」の任務は韓国「朝鮮」臨時政府の樹立への助力にあることを強調し、韓國「朝鮮」臨時政府の樹立という政治的問題を先に討議しなければならない、と主張した。同会議で先決問題となる「いかなる政党及び社会諸団体を協議対象とするのか」という問題に対しても、ソヴェト側は、「ア・ソ共委」の協議対象の資格及び選定基準として、将来の韓国「朝鮮」における臨時政府は、「①三相会談の決定「モスクワ協定」を支持するあらゆる民主主義政党、社会諸団体の広範な統一を基として創設すること、②真に民主主義的であること、③将来韓国「朝鮮」を反ソヴェトの要塞基地化しようとする反ソヴェト的な性格を有する集団又は個人でないこと」⁽³⁾を提案した。そこには、ソヴェト側はアメリカとの初期の交渉段階でモスクワ協定に反対する政党又は諸個人「右派諸勢力」とは協議せず、「左派諸勢力とその追従勢力のみを協議の対象として想定している」ことが伺われる。

それに対してもアメリカ側は、ソヴェト側がその支配の下に置いている韓国「朝鮮」の政治勢力（すなわち左派諸勢力）に臨時政府を掌握させ、可能な限り早く他の強大諸国の影響力を韓国「朝鮮」から締め出すことを目的としている⁽³⁾と見なした。アメリカ側のそのような判断は、アメリカ側のソヴェト側に対する不信の念を示唆している。

従つて、アメリカ側は概ね次のような基本的立場と方法を採つていた。すなわち第一にソヴェト側が強化している北緯三八度線の障壁を除去し、以北がソヴェト側の独占地域と化されることを可能な限り速やかに防ぐべきである

と言う立場である。アメリカ側の主要な目的が以南・以北間の障壁である北緯三八度線の撤廃にあることを、韓国〔朝鮮〕人に知らせれば、アメリカ側が韓国〔朝鮮〕民衆の支持を勝ち得るのに役立つとアメリカは考えた。又以南・以北両地域の障壁が開放されれば開放される程、アメリカ側の立場が有利となり、更にソヴェト側をアメリカ側の主張に譲歩させることも可能となるとの立場であったのである。⁽⁴²⁾

第二にソヴェト側に対して、完全な言論及び出版の自由と通行の自由を強力に要求することによつて、アメリカ側は以南・以北全域の様々な政党・社会諸団体と接触することが可能となる。それは、「ア・ソ共委」の直前にJCSがアメリカ側の代表団に送つてゐる「言論・出版・旅行の自由に関する指針」⁽⁴³⁾に良く現れてゐる。アメリカ側の戦略は、一言で言えば韓国〔朝鮮〕人に言論・出版・旅行の自由を与えるとするものである。アメリカ側は、その自由が絶対的であつて、例外等有り得ず誰にも適用されるとし、「反託運動」を主導した政党及び社会団体が単に「反託運動」を行なつてゐることのみを理由に、「ア・ソ共委」の協議対象から除かれるのを事前に防ぐことを目的としている。その一方で以北における開放をソヴェト側に迫ることで、ソヴェト側が以北を占領して以来、一貫して推進したソヴェト化の実像を暴こうとする意図をも持つてゐる。

第三に以上のような二つの条件は、モスクワ協定を実践及び遂行するための先決条件なので、アメリカ側とソヴェト側との外交交渉で同問題に対する満足し得る解決を見る迄は、韓国〔朝鮮〕臨時政府の樹立等を取り扱う政治的な交渉は、時期的に遅らせることになる。更にある程度の時間を稼ぎ、ソヴェト側の意図を具体的に把握する一方で、アメリカ側に協調し得る左派諸勢力を含む様々な政治諸勢力と協力してアメリカ軍が支配する以南軍政を強化する道を摸索する。⁽⁴⁴⁾ そうなれば、韓国〔朝鮮〕にはソヴェトが支配する韓国〔朝鮮〕政府でなく、「親アメリカ的」真正な民主主義的な臨時政府が樹立されると言う可能性も増大して来る。そこには、アメリカは左派勢力の

韓国「朝鮮」支配を防ぐと言ふ基本路線の下で、「ア・ソ共委」におけるアメリカの支持基盤である右派勢力の立場を積極的に代弁する姿勢で「ア・ソ共委」に臨んでいることが示されている。

従つて「ア・ソ共委」のアメリカ側代表は、韓国「朝鮮」民衆が、最初から韓国「朝鮮」の信託統治に反対し、現在大多数の政党及び社会諸団体がそれ「信託統治」に反対している、と主張した。そのためその信託統治反対者の全てを協議対象から除くことは、数多くの韓国「朝鮮」民衆からの一定の支持を受けている政党・社会諸団体を除くことになるので、アメリカ側としては、ソヴェト側の案を受諾できないと主張した。更に協議対象の選定問題と臨時政府樹立の問題は、大変時間を要する事柄なので、先ず韓国「朝鮮」の統一に障害となつてゐる北緯三八度線撤廃のために協議することを提案した。だがソヴェト側は、モスクワ協定に規定されている「政治的な課題」の解決が最も優先であるとする立場を崩さず、アメリカへの譲歩を拒み、モスクワ協定とは余り関わりの希薄な「非政治的な問題」の討議には極めて消極的な態度を取り続けた。そこには、韓国「朝鮮」統一問題を論ずる最初の段階における両国の立場と対立姿勢とが鮮明となつてゐる。

以上のように、ソヴェト側は、モスクワ協定に規定されている第二条が、「特定の協議体」ではなく、「民主主義的諸政党及び社会諸団体」である、と規定している点と、民主議院の「反託行為」とを取り上げて、既述のようにアメリカ側の立場に反対した。そこには、ソヴェト側が一貫して韓国「朝鮮」の独立を主張し、信託統治に係わる政党・社会団体を除こうとする姿勢が見られる。「ア・ソ共委」がモスクワ協定に基づく点を考えれば、すなわちその問題を専ら「モスクワ協定」に限つて解釈すれば、ソヴェト側の姿勢はアメリカよりは論理的であると筆者は思われる。ソヴェト側は臨時政府の樹立と関連して、最初から以南・以北両域に広範に散在していた人民委員会を利用することに力を入れた。そのようにソヴェト側「以北」とアメリカ側「以南」は、各自自國の好む政府のモ

デルを各々の占領地域で構築し、その延長線上で「ア・ソ共委」に臨んでいた。アメリカ側は以北地域に迄の拡大を目論む以南政府「的な民主議院」を持ち、ソヴェト側は以南迄の拡大を目論む政府「人民委員会」を持っていたのである。そのような現状は、双方の内の一方の譲歩がない限り合意に至ることは困難であつて、それも単独政府の樹立¹¹、「南・北分断」の既成事実化を強めて行く一因となるのである。

(3) 以南の政治諸勢力と「コミニニケ第五号」

さて、モスクワ協定の文言、その中でも特に個人と政治諸団体との適格性の可否「すなわち資格問題」に関する解釈を巡って、アメリカ・ソヴェト両国間で対立はその激しさの度を日毎に増したために、「ア・ソ共委」は四月初め頃に膠着状態に陥つた。アメリカ・ソヴェト両国間で「資格問題」を巡つての意見対立を解消するための一連の努力の結果、アメリカ・ソヴェト両国は、各々の立場を、文言修正や部分的折衷を通して貫徹しようとした。そして四月一七日に両国の代表団は、モスクワ協定を履行するために個人と政治諸団体の両方から将来に協力を期待でくる一つの案を取り纏め、「共同声明」と言う形で発表することで合意した。その案によれば、「ア・ソ共委」は、モスクワ協定の目的を支持し、臨時政府の樹立に関する「ア・ソ共委」の決定を尊重し、又韓国「朝鮮」民衆が独立国家を樹立する際に「助力する」方案を模索するに当たつて、「ア・ソ共委」に協力する用意のある「民主主義的政党と社会団体を協議の対象とする」となつてゐる。

コミニニケ第五号で知られるその宣言書によれば、「ア・ソ共委」の協議の対象となる政党・社会団体は、信託統治条項を含むモスクワ協定を受諾するという内容の宣言書に署名しなければならないと記されている。それは、

従来「反託運動」を続けて来た金九等々を中心とする右派諸勢力に重大な決断を迫ることとなつた。右派勢力の内部では、例えば、韓国独立党——以下、韓独党と略記する——の場合、その共同宣言書への署名が、信託統治の受諾を意味するので絶対に署名できないと強く反発した。⁶⁸⁾だが、韓国民主党——以下、韓民党と略記する——の場合、法理的解釈はその通りであるが、実際には臨時政府の樹立に応じた後に信託統治問題が討議される際にはそれに反対できると解釈した後、先ず臨時政府の樹立に参加すべきである」とし、「参加の中の反対」を主張して韓独党の意見と対立した。右派諸勢力の内部では、それへの対応を巡り政派的立場を越えて意見の一致を求める事もなく、又纏まりをも欠く分裂の様相が示されている。

一方、上記のコミニケ第五号が発表されると、四月一九日に、先ず朝鮮共産党がそのコミニケ第五号の宣言書へ署名して「ア・ソ共委」に対して提出し、それに続いて左派諸政党・社会団体及び北朝鮮臨時人民委員会等も一斉に同コミニケ第五号の宣言書を支持する旨を表明した。二七日の時点で、「民戦」、朝鮮共産党、労工人民党、労働組合全国評議会——以下、「全評」と略記する——等々左派勢力の三三一の団体全ては、「ア・ソ共委」に対して同宣言書を提出している。

他方、前出の民主議院の議長代理で副議長である金奎植は、四月一八日に「コミニケ第五号」が発表されると、その同日のラジオ放送を通じて、それを支持するよう右派勢力に唱えた。だが、上記のようなアメリカの支持基盤である右派諸勢力内部における対立は、アメリカ側を非常に困難な立場に陥らせて行つた。そこで、アメリカ側は彼等を支持基盤に引き止めて置くために、右派諸勢力に対し、「ア・ソ共委」へ協力するように彼等への説得に乗り出した。それはモスクワ協定を実践に移すために、アメリカ軍政当局が、以南の右派諸勢力の参加を積極的に進めざるを得ない困難な立場に置かれていたためである。従つて、J・ホッジ中将は一二日に一般民衆に対し、

「モスクワ協定文を冷静且つ慎重に再検討した後、『ア・ソ共委』に協力して頂く旨」を、長文の声明書を通じて再三訴えたが成功せず、遂に「コミニケ第五号」の主旨にも殆ど合わないばかりか、ソヴェト側を刺激しうる声明をも発表して右派諸勢力の説得に乗り出している。

すなわち、彼は二三日に、前日の声明に付け加えて、「一定の期間のみを四カ国の助力を受けるとするか、四カ国が賛同すれば、助力を全く受けずに済むことも有り得る。⁽⁴³⁾ 万一、四カ国の助力を受けるとしても、五年以内の一⁽⁴⁴⁾定期間に限定することも有り得る」と声明し、「ア・ソ共委」の協議対象となる宣言書への署名が、必ずしも政党・社会諸団体に信託統治への支持の責任を負わせることを意味しないと声明した。更にアメリカの側代表であるA・アーノルド（A. V. Arnold）少将も、同共同宣言書への署名に關し、「署名をしたからと言つて、その政党や社会諸団体が信託を賛成するとか、信託統治への支持の言質を与えるということではなく、宣言書に署名せずに『ア・ソ共委』の協議対象となるのは、不可能である」とする点で自分はJ・ホッジ中将の声明と見解が同一であると⁽⁴⁵⁾す⁽⁴⁶⁾る声明を発表した。それらの諸声明には、「我々は韓国〔朝鮮〕に関するモスクワ協定の目的を支持する」というコミニケ第五号の中の重要条項が省略されている。

すなわち、上記のアメリカ側の諸声明には、モスクワ協定の中にある「信託統治に関する条項」を守る積もりのないことが伺われる。だがアメリカ軍政当局は、モスクワで合意されたアメリカ・ソヴェト・イギリスの三国外相間の國際的な協定の締結の規定内容を遵守する義務を拒む権限を持つておらず、ソヴェト側も、「そのような声明は不適切である」⁽⁴⁷⁾とし、アメリカ側の上記のような解釈には賛成しなかつた。それに対して、「ソヴェト側は韓国〔朝鮮〕人が信託統治のような重要な問題について自由に意志表示をし、韓国〔朝鮮〕人が政府樹立のために自由に協議の対象になる権利を拒否している」と、アメリカは非難した。アメリカ側の主張は、アメリカ側の占領地域に

は民主主義的自由が確実に保障されている、とする前提に基づいている。だが実際には、アメリカ軍政当局の政策を受け入れる者のみに限ってその自由を保障しているのであり、その自由は「根本的な問題を隠蔽し、ソヴェト側に不信感を与えるために操作された問題である」⁽⁴³⁾と言える。

J・ホッジ中将の上記のような声明によつて、「ア・ソ共委」への宣言書の提出が、信託統治を支持することを前提としないことが二七日に発表されると、三〇日には「民主議院」と非常国民会議とが各々「コミニケ第五号」に署名することを決定した。更に「民主議院」と非常国民会議との両者は、連席会議を開催して「信託統治制度は、将来樹立される筈の臨時政府が連合諸国と協議して民族自決の精神で解決させること」⁽⁴⁴⁾とする原則に合意した。そのようにして、右派諸勢力は、五月一日に一斉に宣言書に署名し、それを「ア・ソ共委」に提出した。彼等は、その宣言書を提出する際、同宣言書の提出が決して信託統治への支持を意味せず、むしろ信託統治に反対する右派諸勢力が臨時政府樹立に参加し、信託統治への批判の契機を作るものであることを強調した。「ア・ソ共委」の過程でアメリカ側は、協議代表機構を通じた協議を放棄した時点で「ア・ソ共委」の決裂を想定していた。それにも拘わらず、アメリカ軍政当局が協議を続けようとしたことは、二重的な態度であつたと思われる。

従つて、右派諸勢力の「ア・ソ共委」への参加問題は、一応解決されたが、信託統治と協議対象となる政党・社会諸団体の選定〔資格〕問題を巡つて両国間の熾烈な対立は続いた。ソヴェト側は、前出の「コミニケ第五号」に対する上記のようなアメリカ側の解釈に対して全面的に反対することを再び強調した。ソヴェト側は、右派諸勢力が「ア・ソ共委」に参加しても信託統治について反対している限り、モスクワ協定を支持せずにいる状況の下でも「反託運動」⁽⁴⁵⁾を実行することが可能になるので、それらを「ア・ソ共委」の協議対象とすることには、全く反対であると主張した。更にJ・ホッジ中将の解釈は、モスクワ協定を完全に裏切ることとなる上、四月一六日の「ア・

ソ共委」の決定の主旨をも歪曲している、と強力に批判した。特にT・ステイコフ中将は、右派諸勢力が同宣言書に署名しているにも拘わらず、モスクワ協定に反対する権利を有すると言うのは、全く欺慢行為であると非難し、そのような欺慢的な態度を取る「反動分子」は、当然協議対象から除外すべきことを⁽⁴⁶⁾強く主張したのである。

ところで、左派勢力の連合体である「民戦」は、宣言書に応えるために政治・経済・文化の三分科対策小委員会を構成し、李康国、金龍岩、成周寛、李泰鎮四人を対策委員として選任した。上記諸団体を含む以南の二五の政党・社会諸団体をアメリカ側が宣言書を出させる対象として内定したが、両国の意見対立によつて、アメリカ側代表のA・アーノルド少将とソヴェト側代表のT・ステイコフ中将との間で相当の議論が重ねられた。すなわちソヴェト側は、モスクワ協定に反対して「反託運動」を開いた政党・社会諸団体や政治指導者に対する一切招待することが不可能であるとしたのに対し、アメリカ側は表現の自由と言ふ基本権を封じ込めるることは全く不当であると反論し、両国間には妥協点を探し出せなかつた。それに先立つて、両国の代表は、各々の軍政管轄地域内——以南⁽⁴⁷⁾アメリカ軍、以北⁽⁴⁸⁾ソヴェト軍——にある政党及び社会諸団体の名簿を提出することにした。アメリカ側は、以南の民主主義諸政党と社会諸団体の名簿を、ソヴェト側は以北の共産党及び支援諸団体の名簿を提出した。その名簿の中には、両国の立場を支持する各々の好意的な政治団体が記されている。

アメリカ側が提出した以南側の政党及び社会諸団体の名簿について、ソヴェト側は、以南側の政党及び社会諸団体の名簿には、六個の宗教団体及び極右諸団体が不当に含まれているのに対し、約六〇万名の労働組合員として構成された「全評」と約三〇万名の婦女総同盟、約六五万名の全朝鮮民主青年団体及び約三〇〇万名以上の農民を代表する農民組合の参加権が全く剥奪されていると反発した。又アメリカ側が提出した政党・社会諸団体の名簿の中には、ソヴェトが「ア・ソ共委」の協議対象に認め得る政党・社会諸団体は「民戦」所属の三つのみであるのに

対して、右派の「民主議院」所属の団体は一七団体もあるが、それら全てはモスクワ協定に反対していると非難した。それに対し、アメリカ側は以北側の名簿には民族主義及び右派諸団体が含まれておらず、T・ステイコフ代表が指摘する以南の諸団体には、共産主義分子がその勢力を実際の数と無関係に一方的に主張する破壊的暴力的団体のみであると反駁した。⁽⁴⁸⁾そこには、両国は各自本国に友好的な政党・政治団体を組み入れるための熾烈な攻防が見られ、その攻防が続く限り両国間の合意に至る可能性は困難であることが示されている。

モスクワ協定に従い、アメリカ・ソヴェト両国間には、三月二〇日から五月六日迄に延べ二十四回に渡つて「ア・ソ共委」が開かれたが、「ア・ソ共委」の協議の対象に関する問題を巡つて両国は、議論を続けたにも拘わらず結局合意に達することが出来ずに終わっている。「民主的」と言う言葉に対する両国間の解釈が互いに異なつたために、「ア・ソ共委」は結局決裂した。アメリカ側は、「民主的」と言う言葉を解釈する際に右派を支持すると言う立場を堅持して行つたのに対し、ソヴェト側は、モスクワ協定に反対するいなかる個人や団体も協議対象から除外立場を固守した。そのことは、「ア・ソ共委」の展望に暗影を落とし、分断の「既成事実化」とその固定化へ向けて事態は進み、「ア・ソ共委」の破綻は三八度線を実質的な分割線に変える決定的な契機となる。

事実ソヴェト側は、四月中旬に入つて態度を硬化させ、コミニケ第五号に含まれている文書への署名の可否と関係なく、信託統治条項に反対した人々はその姿勢を有する限り協議対象には含めないと主張した。ソヴェト側が何故急に態度を硬化させたかのは、手許の資料では明確でないが、恐らく上部「モスクワ」からの指示によるものと推察される。アメリカ側は、民主主義の基本である言論の自由を認めれば、モスクワ協定に反対する団体も当然対象に入れるべきと反論し、その排除策はモスクワ協定に逸脱するのみでなく、表現の自由の侵害であるという立場を堅持していた。J・ホッジ中将も、その原則の遵守が何より重要であると再び強調した。又アメリカは、全世界

界的に「民主的」という言葉が特定階級を擁護する社会思想を追求する団体や政党のみに限つて用いられるものではないと主張した。それに対し、ソヴェト側は、民主的か否かは政党の声明書を見て判断するのではなく、その追求する実際政策で判断すべきであると主張した。⁵³⁾

そして政党及び社会諸団体の資格問題を巡って、ソヴェト側との会議が膠着状態に陥ると、アメリカ側は会議進行の便宜を図るために、万一或る代表者及び個人に対し資格に関する問題が生じた場合は、「ア・ソ共委」が個別的にそれを検討しようとする提案を行なつた。だがソヴェト側は、モスクワ協定に反対する者はその代表として認めないと警告声明を行なうことをアメリカ側に逆提案し、アメリカ側の提案を拒否した。アメリカ側は、資格問題が相当の時間を費する筈であると考え、先ず三八度線の撤廃問題を議論しようと提案した。だがソヴェト側は、「ア・ソ共委」での協議団体の対象に関する資格問題を先に解決しない限り、その問題を議論するのは不可能であるとし、アメリカ側の提案を直ちに拒否した。アメリカ側はその時点でそれ以外議論する他の課題もなく、冷却期間を設げざるを得ないと見なしして休会を提案した。そのようにして、「ア・ソ共委」は、韓国「朝鮮」問題の解決のための目的を何等果たすことなく、再び膠着状態に陥つて行くのである。

(4) 第一次「ア・ソ共委」の破綻と左右両派の対立

上述のように、アメリカ・ソヴェト両国間の主張は、全く平行線を辿つており、問題解決の糸口をも摘めておらず、更に両国は共に、専ら自國に有利で且つ友好的な政府の樹立を目指して自國の利益の維持に専念し、最初から韓国「朝鮮」民衆の念願「統一自主政府の樹立」等は眼中になかつたと見られる。その結果、T・ステイコフ中将

は、アメリカのJ・ホッジ中将に対して、彼自身に今後二四時間の余裕を与えることを要請し、アメリカ側がそれを受け入れることによって、五月六日に「ア・ソ共委」は一旦休会に入った。八日には、T・スティコフ中将がJ・ホッジ中将を訪ね、上部「ソヴェト軍司令部」との協議の末「ア・ソ共委」会談を打ち切り、ソヴェト側代表団が以南から帰還せよとする指示をソヴェト占領軍司令官から受けていると警告した。¹⁴⁴又彼は、J・ホッジ中将と約三時間に渡つて「ア・ソ共委」の問題〔課題〕に関する協議を行なつたが、何の結論も下せず、翌九日には、「ア・ソ共委」のソヴェト側代表団を率いて、以北の平壌に撤収したのである。

以上を振り返れば、アメリカ国務省とアメリカ軍政当局の間に韓国「朝鮮」国内の政治諸勢力に関する評価との利用問題を巡つて認識の食い違いが見られたが、国務省は「ア・ソ共委」へのアメリカ側代表団が作り出した会談方針に対する継続的な支持を表明した。アメリカ軍政当局が「反託運動」を続けていた政治団体を協議の対象に包含させるために創り出している「表現の自由」の原則も、国務省から全幅的な支持を受けていた。その時点で、それ程早期に「ア・ソ共委」を決裂させることに国務省が果たして同意したのか否かは疑問であるが、ソヴェトとの協議に関する全権が現地のJ・ホッジ中将とアメリカ側の代表団に与えられていたことを考えれば、アメリカ軍政当局の意志が貫徹されて行く中で、国務省も事後的にはそれを承認せざるを得なかつたと考えられる。それは国務省が、「ア・ソ共委」の決裂の報告を受けた時点で、「ア・ソ共委」の再開に向けて努力をせずに、寧ろ迅速に以南でのアメリカの支持基盤の拡大に最も力を入れた所にも明らかに示されている。

一方、アメリカ側は、以前から韓国「朝鮮」がソヴェトや中国の支配下に置かされることを回避しようとしていた。¹⁴⁵従つて、アメリカは「ア・ソ共委」でも韓国「朝鮮」と国境を接するソヴェト側が韓国「朝鮮」を占領しないように警戒することを必要としていた。そのために、アメリカ側には、信託統治や北緯三八度線のような境界線が必要

であつたのである。アメリカ・ソヴェト両国が韓国「朝鮮」の支配を巡つて衝突したことは、両国の互いに譲歩できない利害関係が、韓国「朝鮮」で交叉していたことを示している。そして一四次に渡る両国間の何等成果のない会談の末に、「ア・ソ共委」は、臨時政府の構成に関する問題を解決できないま、結局決裂するに至つた。それは、韓国「朝鮮」の意思と関係なく、韓国「朝鮮」が両国の対立の犠牲物として残り、又それが冷戦の進展をも意味し、韓国「朝鮮」の分断の可能性を益々強めたことを意味している。

すなわちアメリカ側は、自國に有利な韓国「朝鮮」政府を創り出そうとし、ソヴェト側も自國に友好的な政府の創出に専念したのである。第一次「ア・ソ共委」での両国の争点を見てみれば、少なくとも、以下のような諸点が考えられる。すなわちモスクワ協定は、ソヴェト側の原案を基礎とする両国間の妥協の産物であつて、「ア・ソ共委」は、①そのモスクワ協定の実現が目的である点、②同協定の基本内容の中で、植民地残滓の清算等は韓国「朝鮮」民族の基本課題と矛盾しない点、従つて、同協定を支持する左派諸勢力を阻止し、その協定の中心内容である信託統治を反対する右派を支持基盤とせざる得ない所にアメリカのディレンマがある点、③現実的にソヴェト側は、以北の全ての政党及び社会諸団体と以南の左派勢力を支持基盤として確保しているのに対し、アメリカ側は以北の反託勢力を支持基盤とすることが出来ず、以南の反託諸勢力も初期には有効に統合できなかつた点で、ソヴェト側が論理的にも現実にも一応有利な立場であつたことは確かである。^{脚注}

アメリカ側は、韓国「朝鮮」内の力関係の反映によつてソヴェト側との論争において一時進退の岐路に立たされ、ソヴェトに比べて相対的に不利な立場に立たざるを得なかつた。と言うのも、万一、モスクワ協定に反対することを理由に、アメリカ側が右派諸勢力を拒否すれば、アメリカ及び軍政当局は、韓国「朝鮮」の支持基盤を失うこととなり、アメリカ及び軍政当局が韓国「朝鮮」の右派勢力を積極的に支持することになれば、ソヴェト側の反発を

招き、「ア・ソ共委」の崩壊・決裂は、不可避的になるためである。その時点ではアメリカ側は後者を採っているが、その理由は、前者を探れば、アメリカ軍政当局が共産主義に反対する砦を創るために、韓国「朝鮮」の占領以後執行して来ている全ての重要な政策が失敗に帰することとなるためである。そのような状況の中で、四月六日付 A P 通信は、「現在進行中である『ア・ソ共委』では統一韓国「朝鮮」政府の樹立問題は解決不可能と見るアメリカ占領当局は、以南のみの政府の樹立に着手したとされる。〔中略〕」と伝えている。

更に同通信は、アメリカ占領当局が韓国「朝鮮」の以南における単独政府を推進したと見られる根拠として、①ソヴェトが政治的理由で「ア・ソ共委」を遅延させようとしている点、②アメリカ軍の復員計画によつてアメリカ占領当局内の将校級が多く帰国した結果その数が減つていてる点等々を挙げている。同通信が韓国「朝鮮」の国内に伝わると、韓国「朝鮮」のあらゆる左右両勢力が直ちに強く反発した。そのような民衆からの猛烈な反発について、A・ラーチ (A. L. Lerch) 軍政長官も、「アメリカ軍政当局の目的とは、統一された韓国「朝鮮」の自主政府を樹立する所にある」と釈明し、そのこと「以南の単独政府の推進」が事実無根であると釈明せざるを得なくなる程の状況となつたのである。同通信が伝えている上記の内容は、推測の根拠を明確にしない限り、その内容が非常に不鮮明である。だがそれにも拘わらず、同通信が情報源こそ明確にしていないものの、当時の時点ではアメリカ占領当局の意図する所を最も正確に捉えていると考えられる点で注目に値する。

さて、第一次「ア・ソ共委」が無期休会に入ると、アメリカは代案として韓国「朝鮮」の以南のみの単独政府の樹立を実行に移そうとする。五月二十五日にJ・バーンズ国務長官は、軍政当局の政治顧問であるW・ラングドン (W. R. Rangdon) に対して、「ア・ソ共委」が再開されなければ、アメリカ人側は、以南単独政府の設立を推進すべきである」とする電文を送つてゐる。そしてN・ペッファー (N. Peffer) は、「ア・ソ共委」に臨むアメリカの全体

的態度を叙述する際に、「韓国「朝鮮」臨時政府の任務を負つて三月に始まつた『ア・ソ共委』は一週間も引き延ばした挙げ句、結局休会に入つてゐる。今の時点で以南に単独政府を樹立する道以外に、アメリカ側は他に何の選択肢もない」と語つてゐる。そのようにして以南の「単独政府樹立」の政策は、暗黙の氣運としてアメリカ軍政当局の内部で成熟して行つた。それが具体的には何時、何處で決定されたのかは明確ではないが、以上の叙述から次のように推察することが可能となると考えられる。

すなわち、占領初期以来の既成事実の蓄積は、最初両国の共同管理のための便宜的且つ暫定的な三八度線を実質的な民族分割線として固定化して行つたのである。特に一九四五年一一月の時点では現地政治顧問による「分割信託案」や「行政委員会」案等を実質的に単独政府に遊び付ける諸意見が本国政府に報告されている。それに対して、國務省はソヴェートとの間に「いかなる合意もない場合」と言う留保条件付きで、現地の状況判断をそのまま了解している。従つて、アメリカは実質的には「単独選挙」による以南のみの確保、言い換えれば、以北を含む全域の親アメリカ化を放棄する方向に進むと同時に、外交的交渉レヴェルのみでの両国協調の外形を維持しようとする。結果モスクワ協定による韓国「朝鮮」問題の解決の可能性はなくなり、信託問題を巡る左右の対立は、次第に内戦を彷彿させるような国内冷戦へと深化されて行き、各々の勢力を支持基盤とするアメリカ・ソヴェート冷戦が二重的投影関係を持つて展開され、終局には韓国「朝鮮」戦争へと繋がつて行くのである。

以上のように、韓国「朝鮮」半島におけるアメリカ・ソヴェート冷戦体制が進展すると同時に、韓国「朝鮮」の以南内における政治的状況は新たな展開を見せて行つた。李承晩は、以南のみにおいてでも単独政府を即時樹立して独立の達成を主張しつつ、以南単独政府の樹立運動に関与して行つたのに対し、金九は信託統治反対を固守すると共に、南北統一政府樹立の立場を取つて行つた〔後述〕。更に金奎植も、「極左右の偏向路線」を排除することと、

中間諸勢力を結集して「左右合作運動」を開催し、「ア・ソ共委」再開を主張した。⁽⁶²⁾ そして左派諸勢力は、「ア・ソ共委」決裂の責任が専ら李承晩を始めとする極右勢力の反ソヴェト的な態度にあると非難し、「ア・ソ共委」の再開を催促してモスクワ協定を実践して行くべきであると主張しつつ、広範な闘争を展開するのである。

五月九日にソヴェト側の代表団が平壤に撤収した後、J・ホッジ中将は「ア・ソ共委」休会の経緯を特別声明で発表した。「ア・ソ共委」休会の原因に関する声明書は、モスクワ協定に反対する右派諸勢力の見解が必ずしも正当であるとは言えないが、アメリカの基本政策の一⁽⁶³⁾つである表現の自由の原則を、ソヴェト側と左派が受け入れ、それを守るべきであるとし、更にいわゆる「資格問題」については「反託運動」側も、その協議の対象となることを明らかにした。そこには、アメリカは信託統治を規定したモスクワ協定と民衆の熾烈な「反託運動」という一律背反的な情勢の中で、全面的に右派の支援に回ることも、ソヴェトの見解に同調して国際的協定を重視することも出来ないと言う非常に困難な立場に置かれていたことが、確かに事実であったことが示されている。それは、韓国「朝鮮」民衆の意思の確認や民族自主性の尊重とは関係なく、専ら自國の方針を堅持するために、モスクワ会談に臨んだアメリカの対韓国「朝鮮」政策の結果であることを明らかに示している。従って、アメリカの対韓国「朝鮮」政策の結果は、韓国「朝鮮」の政局を一層混乱に陥れて行くのである。

そのような政治情勢の中で、左派諸勢力「特に共産主義勢力」は、「ア・ソ共委」における韓国「朝鮮」問題に関する交渉の失敗の責任を李承晩を始めとする右派諸勢力の反ソヴェト的態度に起因すると主張した。そのような彼等の主張は、一般民衆を納得させるのにある程度の成功を収めていた。特に左派諸勢力の集合団体である「民戦」は、「ア・ソ共委」の再開を催促すると同時に、「三相会議の決定には厳しく従うことが、韓国「朝鮮」の自主的な独立を獲得できる唯一の途である。〔中略〕連合諸国による三相会議の決定〔＝モスクワ協定〕を変更することは

絶対に不可能である」とし、彼等の従来の主張を繰り返している。

右派勢力も、左派勢力がアメリカを「帝国主義国家」と非難することに劣らず、アメリカ及び軍政当局が、共産主義勢力を懷柔しようとすると猛烈に非難した。右派諸勢力は、左派と異なる目的を持つてアメリカ軍政当局を攻撃する声明と行動を繰り広げて行った。右派諸勢力は、韓国「朝鮮」の以北においては共産党が既に民主主義的政党と社会諸団体を弾圧し消滅させたので、韓国「朝鮮」の以南においては我々「右派勢力」がアメリカ軍政当局から政権を受け継ぎ共産党的活動を防ぎ、粉碎することは当然であると主張した。⁶⁶ アメリカ軍政当局は、そのような右派の要求を受け入れず、アメリカ軍政当局が以南における唯一の政府であることを強調すると、多くの右派政党及び社会諸団体は、一般民衆に対してアメリカ軍政当局とは一つの外国人政府に過ぎない⁶⁶、としてアメリカ軍政当局の存在を否定し、その権威も認めないと主張したのである。

以上を纏めるならば、韓国「朝鮮」臨時政府を樹立するための「ア・ソ共委」で韓国「朝鮮」のどの勢力と協議すべきかという問題を巡るアメリカとソヴェトの意見の不一致は、韓国「朝鮮」国内の政治分裂を更に深刻なものにした。韓国「朝鮮」における信託統治実施を支持した政治勢力は、上部「ソヴェト」の指令を受けた極左勢力と共産主義勢力のみであった。右派勢力はそれに反対することを軸に結成された。ソヴェト側は、一九四六年三月の「ア・ソ共委」で信託統治制度に反対する諸勢力は、「ア・ソ共委」の協議対象として許すべきでないと要求してアメリカ側と激しく対立した。アメリカ側は、「ア・ソ共委」の協議対象として右派諸勢力を除外することは、左派諸勢力が支配する臨時政府を創り出すことになるので、それを阻止するために、更に突き進んで、以南の穏健派勢力を呼び戻し、穏健諸勢力連合を結成しようと試みた〔後述〕。アメリカ側のそのような政策は、以南の右派諸勢力と穏健派勢力の分裂とを更に増大させて行くこととなる。

注

- (1) 小野田求、「大韓民国の成立と米国の政策」歴史科学協議会編、『歴史論叢』No.295 一一四号（校倉書房 一九七四年）五六頁。
- (2) 同上論文 五六頁参照。
- (3) 同上論文 五八頁参照。
- (4) 同上論文 五八頁。
- (5) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, p.613.
- (6) SWNCC, 176/18 の成立過程についての詳報は、See, SWNCC Case Files, Nos. 166 to 176.
- (7) SWNCC, 176/18, January 28, 1946, *FRUS*, (1946), Vol.VIII, pp.623-627.
- (8) 政策文書 SWNCC 176/18 [文書番号] は、一九四六年一月一八日に作成された。又同年一月二一日に統合参謀本部 (JCS) が D・マッカーサー元帥に伝達している。See, SWNCC Case Files, Nos. 168 to 176.
- (9) アメリカ軍政当局は、右派勢力の結集を背景に一月一日に民主議院を代表議員一八名を以って開設している。民主議院は軍政当局の諮問機関として設けられたが、アメリカ軍政当局の意図は以前における政権樹立の母体としてである。それは「南北分断」体制の本格的な始まりであった。これにて良く知られる。B. Cummings, *The Origins of the Korean War*, Vol.I, p.235.
- (10) SWNCC 176/20, Sub : Guidance for Initial Meeting of Joint Commission, 14, February 1946.
- (11) U.S. Department of State, *Moscow Meeting of Foreign Ministers : December 16-26, 1945* (Washington D.C. : 1949), pp.14-16.
- (12) HUSAFIG, Vol.II, Ch.4, pp.154-155 ; United States, National Archives and Records Administration (云ハレ USNARA ト記録アーカイブ), RG 43, Records of International Conferences, Commissions, and Expositions, Records of the American Delegation, U.S.-U.S.S.R. Joint Commission on Korea, Roll No.5, p.4.

- (12) HUSAFIG, Vol.II, Ch.4, p.155; *ibid.*, pp.4-5.
Ibid., p.5.
- (13) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.114.
- (14) FRUS, (1946), Vol.VIII, "The Political Adviser in Korea (Benninghoff) to the Secretary of State" (28. January, 1946), p.627.
- (15) 左派勢力は、アメリカ軍政期間・右派勢力の「南・北分断」体制の形成へ向けての動きに対し、「[...]五日は「民戰」を結成してござる。「民戰」は殆どの右派諸勢力を除く、右派勢力を網羅する大多数の政党の結集によるもの組織われてござる。左派勢力は、アメリカ軍政期間・右派勢力の「南・北分断」体制の形成へ向けての動きに対し、「[...]五日は「民戰」を結成してござる。「民戰」は殆どの右派諸勢力を除く、右派勢力を網羅する大多数の政党の結集によるもの組織われてござる。左派勢力は、アメリカ軍政期間・右派勢力の「南・北分断」体制の形成へ向けての動きに対し、「[...]五日は「民戰」を結成してござる。「民戰」は朝鮮人民共和国の直接の後継団体であるとの確信に押擣してござる。B. Cumings, *op.cit.*, pp.236-237.
- (16) United States Armed Forces in Korea(△ト- USAFIG へ留託ナガ) Summation of U.S.Army Military Government Activities in Korea, February, 1946, p.285. 亜文翻訳 SCAP, Summation of Non-Military Activities in Japan and Korea に次にドウヨウヌダムシドモ
- (17) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.117; G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *The Korea Today* (Cambridge : Harvard University Press, 1950), pp.277-278.
- (18) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.117; G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *The Korea Today* (Cambridge : Harvard University Press, 1950), pp.277-278.
- (19) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.117.
- (20) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.117.
- (21) Korean Affairs Institute, *Voice of Korea*, April 6, 1946 : G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *op.cit.*, p.277.
- (22) G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *Ibid.*, pp.277-278.
- (23) D. G. Tewksbury (eds.), *Source Materials of Korean Politics and Ideology* (New York : Institute of Pacific Affairs, 1950), p.78; G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *Ibid.*, pp.279-280. 未標題、前掲書――――五頁参照。
- (24) G. M. McCune & A. L. Grey, Jr., *Ibid.*, pp.279-280. 上述のトーストイヤコト中将の演説に対し、和田春樹氏は、上記の演説の内容にはハサウェイの韓国「朝鮮」に対する全ての政策、又それ迄のソヤコト政策の成果が凝縮されてゐる。更に同演説は、」・ホッジ中将の声明文に現れてゐるアメリカの政策に対する回答でもあつた、と評価してゐる。和田春樹、「ト連の朝鮮政策――

- 一九四五年十一月～一九四六年二月—— 東大社会科学研究所編、『社会科学研究』第33卷第6号（東大社会科学研究所 一九八一年）100頁参照。
- (25) Korean Affairs Institute, *Voice of Korea*, April 6, 1946; *FRUS*, (1946), Vol.VIII, pp.652-654.
- (26) 〔東亞日報〕 一九四九年 二月二〇日七八頁。
- (27) 「朝鮮年鑑」 一九四六年 四四八頁。
- (28) SCAP Summation, No.5, p.281.
- (29) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, Lieutenant General Jhon R. Hodge to the Secretary of State, p.652.; *HUSAFK*, Vol.II, Ch.4, pp.168-172.
- (30) U.S. Department of State, *Korea : Korea's Independence* (大韓獨立)、*Korea's Independence* 朝鮮獨立、*Far Eastern Series 18*. Publication No.2933. Released (October, 1947), pp.3-5; "Report on the Occupation Area of South Korea Since Termination of Hostilities : Part I Political" (政局)、「South Korea : Part I Political」*朝鮮獨立* by J. R. Hodge to the Secretary of the Army, September 27, 1947, p.35. Entry 154, box 21, Records.
- (31) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, p.620.
- (32) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, pp.632-633.
- (33) "The Joint Chiefs of Staff to General of the Army Douglas MacArthur," 28 Feb., *FRUS*, (1946), Vo.VIII, p.644.
- (34) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, pp.632-633.
- (35) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, p.665.
- (36) *Korea's Independence*, p.19; "South Korea : Part I, Political", pp.36-37; Langdon, telegram to Byrnes, [Undated], *FRUS*, (1946), Vol. VIII, p.660.
- (37) 尹 景徹、『分断後の韓国政治——一九四五年～一九八六年——』(木鐸社 一九八六年) 五九頁。

第二次世界大戦後アメリカの対韓国[朝鮮]政策〔分断構想〕に関する一考察(一) (李)

(38) 同上書 六〇頁。

尹 景徹、同上書 六〇頁。・宋 南憲、前掲書 111111頁参照。

宋 南憲、同上書 111111頁。

U.S. Department of State, "Joint Commission Reports," in RG 43, *Joint Commission File*, Box No.3 (1946-1947).
FRUS, (1946), Vol. VIII, p.667.

R. Robinson, "Betrayal of a Nation," Manuscript, Massachusetts Institute of Technology, 1947, p.98.

「ソウル新聞」 一九四六年四月二十八付を参照。

姜 萬吉、『韓國現代史』(ソウル：創作ト批評社 一九八四年) 一七一頁。

尹 景徹、前掲書 六〇～六一頁。

宋 南憲、前掲書 111111四頁。

姜 萬吉、前掲書 一七一頁。

宋 南憲、前掲書 111111四頁。

(49) 同上書 111111四頁。當時の以南人口は、約110000万であるにも拘らず、「ト・ソ共委」に提出された政党・社会諸団体の人数は、合計四1000万を超過しており、以北の名簿をも合わせれば七1000万になつて実際加入可能人口より三・五倍にもなる数字を表してゐる〔同上書111111四頁〕。

(50) Korea's Independence, pp.32-34.

Soon-Sung Cho, op.cit., p.121.

Korea's Independence, pp.22-26. やれに対するアメリカの反応は、多くの左派団体——高麗革命党・「全農」・「全評」・全朝鮮民主青年団体等々——を「非民主的」団体と規定して「ア・ソ共委」の協議の対象から除外する」とを要求した。それを

説
論

根拠にして、それ以後ソヴェト側は、その会談の失敗をアメリカ側が「以南内の全ての民主的団体の参加を排除」した結果で
あるとの張り紙へと述べた。⁵⁴ Department of State, *Bulletin*, May 4, 1947, p.812.

- (54) Hodge, telegram to Byrnes, [Undated], *FRUS*, (1946), Vol.VIII, pp.665-666; "South Korea : Part I, Political", p.37.
- (55) Soon-Sung Cho, *op.cit.*, p.122.
- (56) *HUSA/FIK*, MS, Vol.V, Ch.4, pp.154-155.
- (57) 崔 相龍、前掲書 1111六～1111七頁参照⁵⁵。
- (58) 「東亜日報」 一九四六年四月七日付参照⁵⁶。
- (59) 「ハウル新聞」 一九四六年五月1111日付参照⁵⁷。
- (60) *FRUS*, (1946), Vol.VIII, p.689.
- (61) N. Peffer, *FRUS*, (1946), Vol.VII, *The Far East*, 1971, p.456.
- (62) 宋 南憲、前掲書 1111五頁⁵⁸。
- (63) 尹 景徹、前掲書 六一～六二一頁⁵⁹。
- (64) *USA/FIK Summation*, No.7, April 1946, p.72.
- (65) 李 吳宰、前掲書 111五二頁⁶⁰。
- (66) 同上書 111五一頁参照⁶¹。